

「国と地方の協議の場」に関する制度案の骨子の修正案対照表（未定稿）

1 / 2 8 提示の原案	地方側意見を踏まえた修正案
1. 目的 ・ 地方分権（地域主権改革）の推進 ・ <u>地方自治に重要な影響を及ぼす政策の効果的、効率的な推進</u> 等 2. 構成員 （1）定例の構成員 会議の議員は次のとおりとする。 ・ 国 側：内閣官房長官（<u>議長</u>）、地域主権推進担当大臣（<u>副議長</u>）、総務大臣、財務大臣、その他内閣総理大臣が指定する大臣 ・ 地方側：地方六団体代表（<u>副議長 1 名</u>） （2）臨時の構成員 ・ 議長は、必要があると認めるときは、（1）以外の大臣、地方公共団体の長・議会の議長を、議案を限って、臨時議員として、会議に参加させることができる。 ・ <u>地方側は、地方公共団体の長・議会の議長の参加を、議長に対して求めることができる。</u>	1. 目的 ・ <u>国と地方の協議の場は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について関係大臣と地方六団体の代表者が協議を行うことにより</u> ・ 地域主権改革の推進を図るとともに、 ・ <u>国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図る。</u> 2. 構成員 （1）定例の構成員 協議の場の議員は次のとおりとする。 ・ 国 側：内閣官房長官、地域主権推進担当大臣、総務大臣、財務大臣、その他内閣総理大臣が指定する大臣 <u>（議長及び議長代行 1 名を内閣総理大臣が指定。議長代行は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は委任を受けたとき、議長の職務を代行。）</u> ・ 地方側：地方六団体代表（各1名） <u>（副議長 1 名を地方側議員で互選。副議長は、議長・議長代りを補佐し、議長・議長代行に事故あるとき、議長の職務を代行。）</u> （2）臨時の構成員 ・ 議長は、必要があると認めるときは、（1）以外の大臣、地方公共団体の長・議会の議長を、議案を限って、臨時の議員として、協議の場に参加させることができる。 ・ <u>副議長は、地方公共団体の長・議会の議長の参加を、議長に対して求めることができる。</u>

3. 協議対象範囲 次に掲げる事項のうち、地方公共団体に重大な影響を及ぼす国の施策について協議を行う。 (1) 国と地方公共団体との役割分担に関する<u>重要事項</u> (2) 地方行政、地方財政、地方税制その他<u>地方自治に関する制度の重要事項</u> (3) (1)・(2)のほか、<u>経済財政政策、社会保障制度、教育に関する制度、社会資本の整備に関する施策等</u>のうち<u>地方行政又は地方財政に多大な影響を及ぼす重要事項</u> 4. 開催等 (1) <u>議長</u>は、毎年、<u>会議</u>が定める回数、<u>会議</u>を招集する。ただし、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。 (2) 会議の議員は、<u>議長</u>に対して、協議に付すべき具体的事項を付して、臨時の会議の招集を求めることができる。 (3) <u>会議</u>は、<u>専門的事項に係る調査研究のために必要があると認めるときは、特定の事項について分科会を設けることができる。</u>	<u>2-2 内閣総理大臣の出席</u> <u>内閣総理大臣は、いつでも協議の場に出席し発言することができる。</u> 3. 協議対象範囲 協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち、重要なものとする。 (1) 国と地方公共団体との役割分担に関する事項 (2) 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項 (3) <u>経済財政政策、社会保障制度に関する政策、教育に関する政策、社会資本の整備に関する政策その他の政策に関する事項のうち地方自治に影響を及ぼすと考えられる事項</u> 4. 開催等 (1) <u>内閣総理大臣は、毎年度、議長が協議の場に諮って定める回数、協議の場を招集する。ただし、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。</u> (2) <u>協議の場の招集は、協議すべき具体的事項を示してするものとする。</u> (3) 議員は、<u>内閣総理大臣</u>に対して、協議に付すべき具体的事項を付して、臨時に協議の場の招集を求めることができる。 (4) <u>議長は、協議の場の協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。</u> (5) <u>分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定める。</u> <u>4-2. 資料提出の要求等</u> (1) <u>議長は、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長・議会の議長に対し、資</u>
--	---

5. 協議結果 (1) 協議が調った事項については、会議の議員及び臨時議員は、その結果を尊重しなければならない。 (2) <u>協議が調わなかった事項については、当該事項に係る議案の国会における審議に資するよう、政府は、協議の経緯及び協議が調わなかった理由を国会に報告しなければならない。</u> 6. その他 (1) 運営経費は、国及び地方六団体の負担とする。 (2) 上記のほか、運営に関し必要な事項は、<u>政令で定める。</u>	<u>料の提出、意見の開陳、説明等必要な協力を求めることができる。</u> (2) <u>議長は、その他識見を有する者に対し、必要な協力を依頼することができる。</u> 5. 協議結果 (1) <u>議長は、協議の場の終了後、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に報告することとする。</u> (2) <u>報告書の作成に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定める。</u> (3) 協議が調った事項については、協議の場の議員及び臨時の議員は、その結果を尊重しなければならない。 6. その他 (1) 運営経費は、国及び地方六団体の負担とする。 (2) 上記のほか、運営に関し必要な事項は、<u>議長が協議の場に諮って定める。</u>
--	--